

スポーツ施設利用者 様

豊橋市文化・スポーツ部
「スポーツのまち」づくり課長 大林 均世

緊急事態宣言の延長に伴うスポーツ施設の開館時間短縮の延長について
(令和 3 年 5 月 31 日時点)

日頃より本市スポーツ振興に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 2 8 日付で政府より愛知県を対象区域とする緊急事態宣言の継続が決定されました。これを受け本市では、市内での感染の状況も鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和 3 年 5 月 3 1 日（月）までとしておりました市内すべてのスポーツ施設の開館時間を午後 8 時までとする等の対応を令和 3 年 6 月 2 0 日（日）まで延長することといたしました。

スポーツ施設の利用を予定されておりました皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、施設の利用を取消しする場合は、キャンセル料金をいただくことはありません。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

記

1. 対象施設

市内すべてのスポーツ施設（夜間利用のない施設は除く）

2. 開館時間の変更について

市内スポーツ施設の開館時間を午後 8 時までに短縮

※イベント開催時は午後 9 時まで利用可能

3. 対象期間

令和 3 年 5 月 1 2 日（水）から 6 月 2 0 日（日）まで

※国や県の方針によっては期間を延長する場合がございます。

(裏面へつづく)

4. 利用料金の減額（還付）について

開館時間の短縮に伴い、専用利用の午後8時以降の利用料金分につきましては、減額又は還付をさせていただきます。（個人利用料金については減額・還付の対象にはなりません）

5. イベント等の開催における注意事項について

イベント等の開催にあたっては、「イベント開催時の必要な感染防止策」及び、人数制限（収容定員の50%以下、かつ5,000人以下）を遵守していただくようご協力をお願いいたします。これを超える利用につきましては、中止や延期又は規模縮小等の対応をさせていただきますようお願いいたします。

6. 利用上の注意事項

（1）マスクの着用・手指消毒・人と人との距離の確保・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。また、特に感染リスクの高い下記の活動については、注意して行ってください。

- ・利用者同士が組み合うことが主体となる活動
- ・身体接触を伴う活動
- ・大きな発声や激しい呼吸を伴う活動

（2）咳や喉の痛み、発熱などの風邪症状や嗅覚、味覚障害の症状などがある場合にはご利用をお控えください。また、そのような状況が見受けられた場合、スタッフがお声を掛け、退館をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

（3）大会等の開催にあたっては、国や県などの方針、各中央競技団体のガイドライン等に準じて実施してください。

<問合先>

豊橋市役所 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課

電話：0532-51-2864 Fax：0532-56-3005 Email: sports@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

・岩田運動公園、グリーンスポーツセンター、万場調整池庭球場 電話：0532-63-3031

・総合体育館、地区体育館、トレーニングセンター

総合スポーツ公園サッカー場

電話：0532-32-9611

・アクアリーナ豊橋

電話：0532-31-4781

・豊橋公園、運動広場

電話：0532-56-6051